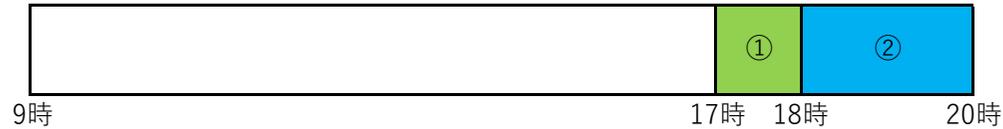


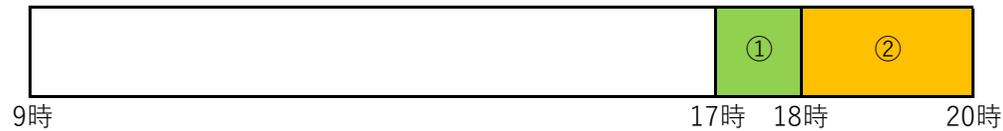
所定労働時間が9時から17時、そのうち12時から13時が休憩時間の企業で割増賃金率で法定どおりとしている場合の事例

例1. 20時まで時間外労働を行った場合（法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内）



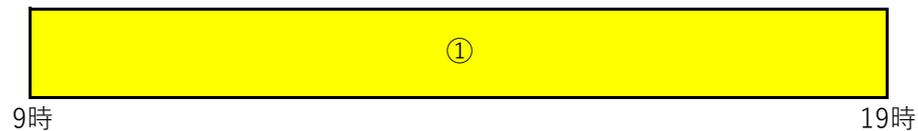
- ① 法定内時間外労働のため割増賃金の支払いはなし
- ② 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内のため2割5分の割増賃金の支払い

例2. 20時まで時間外労働を行った場合（法定労働時間を超えて労働させた時間が60時間を超えている）



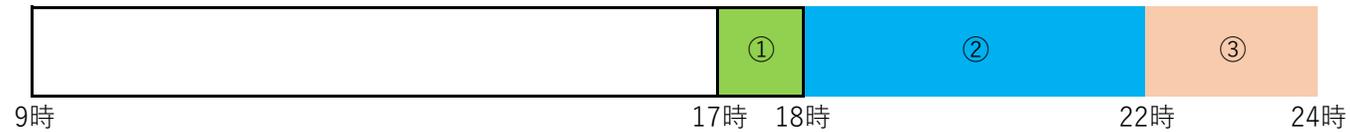
- ① 法定内時間外労働のため割増賃金の支払いはなし
- ② 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が60時間を超えているため5割の割増賃金の支払い

例3. 9時から19時まで休日労働を行った場合



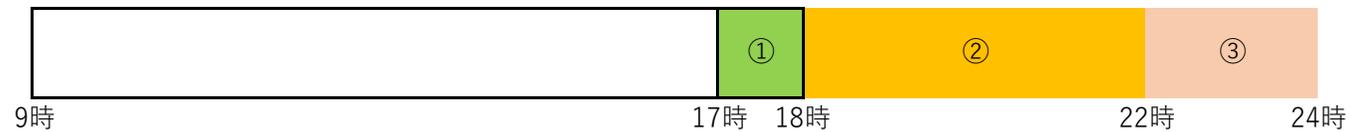
- ① 休日労働させたため3割5分の割増賃金の支払い
- ※ 休日に労働させた場合は深夜に及ばない限り何時間労働しても3割5分の支払いでよい。

例4. 24時まで時間外労働を行った場合（法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内）



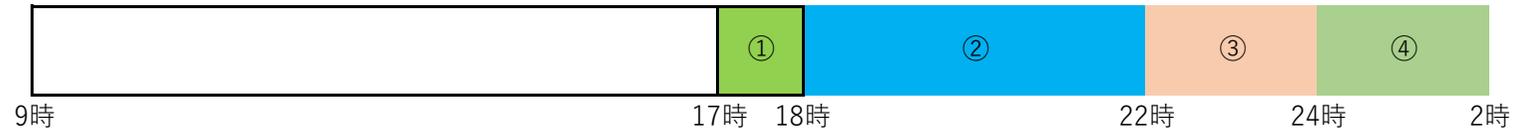
- ① 法定内時間外労働のため割増賃金の支払いはなし
- ② 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内のため2割5分の割増賃金の支払い
- ③ 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内のため2割5分の割増賃金の支払い  
また、深夜労働となっているため更に2割5分の割増賃金の支払い  
トータルして、5割の割増賃金の支払い

例5. 24時まで時間外労働を行った場合（法定労働時間を超えて労働させた時間が60時間を超えている）



- ① 法定内時間外労働のため割増賃金の支払いはなし
- ② 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が60時間を超えているため5割の割増賃金の支払い
- ③ 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が60時間を超えているため5割の割増賃金の支払い  
また、深夜労働となっているため更に2割5分の割増賃金の支払い  
トータルして、7割5分の割増賃金の支払い

例6. 法定休日である日曜日の2時まで時間外労働を行った場合（法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内）



- ① 法定内時間外労働のため割増賃金の支払いはなし
- ② 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内のため2割5分の割増賃金の支払い
- ③ 法定労働時間を超えて労働させており、法定労働時間を超えて労働させた時間が45時間以内のため2割5分の割増賃金の支払い  
また、深夜労働となっているため更に2割5分の割増賃金の支払い  
トータルして、5割の割増賃金の支払い
- ④ 休日労働させたため3割5分の割増賃金の支払い  
また、深夜労働となっているため更に2割5分の割増賃金の支払い  
トータルして、6割の割増賃金の支払い